

エ ヘキ地教職員の特別昇給制度の実施

勤務年数	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
5 級・4 級	6月短縮	12月短縮		
3 級・2 級	3月短縮	9月短縮	12月短縮	
1 級	3月短縮	6月短縮	9月短縮	12月短縮

③ ヘキ地学校教職員の配置に対する特別措置

ヘキ地教育振興法第4条2項に「都道府県は、ヘキ地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。」とあり、本県としてもヘキ地学校教員及び養護教員、事務職員等の配置について特別措置を講じている。

(3) 今後の問題点

① ヘキ地学校の教職員の年齢構成からみて、中堅教員が少ない。このため、中堅教員を計画的にヘキ地に配置していく必要がある。

また、ヘキ地に勤務する教職員の優遇策や地元の受入れ体制の整備充実にいっそう努力する必要がある。

② 都市・平地とヘキ地との人事交流を推進すること。

ヘキ地勤務未経験者を解消するため、これまで計画的に平地、ヘキ地の交流を推進してきたが、なお都市部に未経験者が多い。今後いっそう計画的、広域的交流を推進する必要がある。

③ 施設・設備の充実と学習指導法の改善を図ること。

教育機器の導入、施設、設備、教材数具等の充実及び複式学級教材構成資料（県版）の活用を図り、学習指導法を改善し、教育水準の向上を図る必要がある。

第2節 学校教育

1 概 要

(1) 指導行政の基本方針

第2次福島県長期総合教育計画の第2期実施計画の最終年度に当たり、「未来をひらく 心豊かな たくましい人間」の育成を目指し、教育課程及び学習指導要領の主旨に基づき、学校生活にゆとりと充実を実現し、児童生徒の自己教育力の育成並びに、個性や能力の伸長等を十分配慮した創造的な教育活動の展開を図った。

(2) 指導組織

義務教育課指導担当主幹、主任指導主事ほか11名の指導主事と、各教育事務所指導課長、指導主事、各市・町教育委員会指導主事及び指導委員によって、幼稚園、小学校、中学校の指導に当たった。

教育事務所 指導区分	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
指導主事数 (指導課長を含む)	8	9	7	9	5	7	8
市・町教育委員会 指導主事数	10	11	2	4	0	2	3
教科等指導委員数 (養護教育を含む)	9	9	9	9	11	9	8

教育事務所 指導区分	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
生徒指導委員数	3	4	2	3	1	2	2
学校体育指導委員数	2	2	1	2	1	1	1

(3) 学校教育指導の重点

現行学習指導要領が実施されてから、小・中学校において、それぞれ5年目、4年目を迎えた本年度は、教育活動の一層の質的充実を目指し、教育課程の改善充実、生徒指導の充実を図った。

① 一人一人の児童生徒の個性・能力の望ましい伸長と、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、教育内容の充実と、指導方法の改善に努めた。

ア 学校教育の指導の重点を明確にした。

広報誌「教育福島」で、次のことを課題として明示した。

学校教育指導の重点（2・3月号）・生徒指導の充実（6月号）、豊かな学校教育（8月号）、学習指導の展開（10月号）、教育研究の推進（1月号）

イ 小学校・中学校教育課程運営改善講習会を開催し、各教科主任を対象に、各学校が編成した教育課程の検討と運営改善についての研修を行い、学習指導要領の趣旨の徹底と、教科経営の改善、向上に努めた。

ウ 教育課程研究協議会を小・中学校教育研究会との共催で開催し、教育課程実施上の諸問題を研究し、その改善充実を努めた。

エ 各種研究学校（地区）を指定し指導内容・方法の研究を推進するとともに、その改善に努めた。

㉞ 教育課程研究指定校（小学校3校、中学校2校）

㉟ ヘキ地教育研究指定校（小学校2校）

㊱ 勤労体験の学習研究指定地区（1地区、小学校4校、中学校1校）

㊲ 勤労生産学習研究指定校（小学校2校、中学校1校）

オ 道徳教育、進路指導の研究学校（地区）を指定し、指導の充実徹底に努めた。

㉞ 道徳教育協同推進地区（1地区、小学校4校、中学校1校）

㉟ 道徳教育学校・家庭連携推進校（小学校1校、中学校1校）

㊱ 進路指導研究指定校（中学校2校）

カ 指導職員の資質向上のため、研修の充実を努めた。

㉞ 指導職員研究協議会（2回）

㉟ 指導職員研修講座（1回）

㊱ 指導課長会（3回）

② 教職員の資質と指導力の向上に努めた。

ア 教職員研修の充実を努めた。

㉞ 幼・小・中新採用教員・事務職員、教職経験者、新任教務主任、教頭（新任、5年経験）、新任校長等研修会の実施。

㉟ 中央研修講座への派遣

㊱ 教員海外派遣の実施